

「工事計画届出」の期間短縮

平成25年6月
経済産業省商務流通保安グループ
電力安全課

平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」のエネルギー・環境分野における個別措置事項の一つとして「工事計画届出書」の期間の短縮が挙げられており、コージェネレーション等発電設備におけるガスタービン(※1)の取替工事に関して、審査期間の短縮が可能であることを明確化することを明記しております。このため、電気事業法における工事計画の届出から着工までの期間の短縮について整理し、周知します。

電気事業法第48条第1項において、事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって主務省令で定められるものについては経済産業大臣(又は産業保安監督部長)への工事計画届出を義務づけており、同条第2項において、当該届出から30日を経過した後でなければ着工してはならない旨規定しています。

しかし、同条第3項において、経済産業大臣(又は産業保安監督部長)が認めた場合、着工までの期間を短縮できる旨規定しています。今回、この短縮が認められる具体的なケースについて、以下のとおり周知します。

なお、「ガスタービンが故障した場合の修理(※2)工事」や「休止からの再稼働」については工事計画の届出を求めておりませんので、届出に伴う工事着手制限はありません。

1. 工事計画の届出について

工事計画の届出は、設置を計画している発電設備等が技術基準に適合しているかを国が確認するために義務づけており、審査の結果、技術基準に適合していないと認めるときは工事計画の変更又は廃止を命令することとなります。届出から30日を経過した後でなければ着工してはならないとしているのは、この審査期間を確保するためです。

このため、技術基準に適合していることが明らかである場合等については、審査期間が必ずしも30日も必要ではないため、着工までの期間の短縮を認めています。

具体的には、以下のような場合です。

① 同一仕様、同一材料の設備の取替え(※3)工事

出力1万kW 以上の発電設備に係るガスタービンの取替え工事等については、工事計画届出が必要になります。しかし、取替え前の設備と同一仕様、同一材料の設備ですので、基本的に技術基準への適合が明らかであり着工までの期間を短縮でき

る可能性があります。

ただし、当該設備と同型式の設備が事故を起こした経歴がある場合には、技術基準への適合について慎重に確認する必要があり、着工までの期間の短縮できない場合があります。

② 廃止した発電設備の再稼働

工事計画届出の対象となるガスタービンについて、電気関係報告規則第5条に基づき産業保安監督部長へ廃止届出を提出した後に、ガスタービンを再稼働する場合、再度工事計画の届出が必要になります。しかし、改造等が行われていなければ、一度技術基準への適合が確認されている設備ですので、着工までの期間を短縮できる可能性があります。（なお、再度工事計画を届け出たガスタービンについては、使用前自主検査も実施することが義務づけられておりますので、材料の劣化等設備の健全性については十分留意してください。）

ただし、技術基準を適宜改正しておりますので、上記の場合であっても当該設備に係る技術基準が改正されている場合については、審査に時間を要する場合があります、着工までの期間の短縮ができない可能性があります。

2. 短縮できる日数について

短縮できる期間はそれぞれの工事内容や他の届出状況により異なります。短縮できる期間に関しては、工事計画の届出先（問合せ一覧をご参照ください）にご相談ください。

3. 短縮の手続きについて

工事期間の短縮を希望される場合は、「電気事業法第48条第3項において規定する工事着工までの期間の短縮について別紙理由により希望する」旨を工事計画（変更）届出書に付記していただくとともに、工事計画書に理由書を添付して提出してください。

なお、着工までの期間の短縮が可能か否かについて、速やかに届出者に対して結果をお知らせします。

その他、ご不明点な点がありましたら前広に工事計画の届出先にご相談ください。

（※1） ここでいう「ガスタービン」は環境アセスメントの対象外となる出力11.25万kW未満のものであり、かつ一般電気事業者が所有していないものを指します。

(※2)「修理」とは、設備または機器を部分的に手直しし、同一の構造機能に復元する工事をいいます。

(※3)「取替え」とは、設備または機器を従前のものと全く同一仕様・同一材料のものに替える工事をいいます。工事の結果、従前のものと仕様や材料が異なるものとなる場合は、「改造」に該当します。

【参考法令】

・「電気事業法」(昭和39年7月11日法律第170号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO170.html>

・「電気事業法施行規則」(平成7年10月18日通商産業省令第77号)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H07/H07F03801000077.html>

【問合せ一覧】

名称・連絡先など
北海道産業保安監督部電力安全課 〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎 電話: 011-709-1725 http://www.safety-hokkaido.meti.go.jp/
関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 2-23 仙台第 2 合同庁舎 電話: 022-221-4947 http://www.safety-tohoku.meti.go.jp/
関東東北産業保安監督部電力安全課 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 電話: 048-600-0391 http://www.safety-kanto.meti.go.jp/
中部近畿産業保安監督部電力安全課 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5-2 中部経済産業局総合庁舎 電話: 052-951-2817 http://www.safety-chubu.meti.go.jp/
中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署 〒930-0856 富山県富山市牛島新町 11 番 7 号富山地方合同庁舎 電話: 076-432-5580 http://www.safety-chubu.meti.go.jp/hokuriku/
中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前 1 丁目 5-44 大阪合同庁舎 1 号館

電話:06-6966-6047 http://www.safety-kinki.meti.go.jp/
中国四国産業保安監督部電力安全課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 電話:082-224-5742 http://www.safety-chugoku.meti.go.jp/
中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課 〒760-8512 香川県高松市サンポート 3 番 33 号高松サンポート合同庁舎 電話:087-861-8586 http://www.safety-shikoku.meti.go.jp/
九州産業保安監督部電力安全課 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11-1 福岡第 1 合同庁舎 電話:092-482-5519 http://www.safety-kyushu.meti.go.jp/
那覇産業保安監督事務所保安監督課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 電話:098-866-6474 http://www.safety-naha.meti.go.jp/
経済産業省商務流通保安グループ電力安全課 〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 電話:03-3501-1742 http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety